

環境アクション



事業活動は、規模や業種を問わず環境に大きな影響を与えます。このことを十分に認識し、法令や条例の遵守はもちろんのこと、環境への負荷を低減する措置や取り組みを積極的に進めていく必要があります。

また、地球温暖化問題はそれぞれの立場で早急に対策を講じなければなりません。事業活動から排出される温室効果ガスを削減することは事業者の責務でもあります。

これらの環境保全活動に取り組む際の手引きとしてご利用いただくために、この事業者向け環境行動の手引きを作成し「環境アクション」という形でまとめました。

アクションの内容は、市の環境基本計画の事業者の取り組みから15項目を選定し、主に製造業などの工場や事業所を中心とした内容で情報提供を交えながら具体的な進め方をまとめました。

伊勢原の良さを守り次の世代に引き継ぐためにみんなで行動しましょう!

1 健康で安心して暮らせるまち

アクション① ノーカーデー、マイカー通勤自粛などに努めましょう！

公共交通や自転車などの利用や歩くことによりマイカー利用を控えることは、温室効果ガスの排出削減だけではなく、運動不足の解消にもつながります。

アドバイス 低公害車の補助金制度などは、国土交通省 関東運輸局のHPに掲載されています。
<http://www.ktt.mlit.go.jp/>

30分間自転車に乗ると
120kcalを消費
(15km/時の場合)



30分間歩くと
80kcalを消費
(50m/分の場合)



アクション② エコドライブ（省エネ運転、アイドリングストップ）の励行に努めましょう！

運転の仕方や配車計画を工夫することで環境への負荷を低減することができます。また、車の更新時には、低燃費車・低公害車を選定するように努めましょう。

アドバイス エコドライブについては、「エコドライブ普及連絡会」（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）のHPに詳細が掲載されています。
<http://www.recoo.jp/>

エコドライブ 10 のすすめ

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| I ふんわりアクセル「eスタート」 | VI 暖機運転は適切に |
| II 加減速の少ない運転 | VII 道路交通情報の活用 |
| III 早めのアクセルオフ | VIII タイヤの空気圧をこまめにチェック |
| IV エアコンの使用を控えめに | IX 不要な荷物は積まずに走行 |
| V アイドリングストップ | X 駐車場所に注意 |

アイドリング
STOP



10分間のアイドリングで、
約130ccの
燃料を浪費します

アクション③ 物流システムの効率化に努めましょう！

適切な物流システムの構築と、環境対応車両の導入、そしてドライバー教育の徹底により、環境負荷の軽減が図られます。

アドバイス 物流分野においても環境との調和がますます重要となっているという現状から、物流部門において、優れた環境保全活動や環境啓蒙活動に貢献された方々を表彰する「物流環境大賞」制度があります。
(社)日本物流団体連合会 <http://www.butsuryu.or.jp/>

アクション④ 法や条例に適合しない焼却炉での燃焼や屋外燃焼は禁止されています！

屋外燃焼行為は、基本的には禁止されています。また、焼却炉は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（廃棄物処理法）や『神奈川県生活環境の保全等に関する条例』の構造基準に適合した焼却炉でなければ使用できません。

アドバイス

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0137.html>
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
<http://homepage1.nifty.com/h-fuji/kanakankyojorei.htm>



小型焼却炉の構造基準

- 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 2 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- 3 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 4 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置を備えた二次燃焼室が設けられていること。
- 5 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

◆問合せ：市役所環境保全課へ◆

アクション⑤ 環境関係法規及び県条例を遵守しましょう！（騒音・振動）

◇ 工場や事業所から発生する騒音や振動には、用途地域毎に規制基準〔騒音規制法・振動規制法・神奈川県生活環境の保全等に関する条例で制定〕が決められており、この規制基準値を守ることが義務付けられています。（工場や事業所の規模に関係なく該当します。）

◇ 特定建設作業（建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生する作業）を伴う建設工事を施工するときは事前に届け出が必要です。

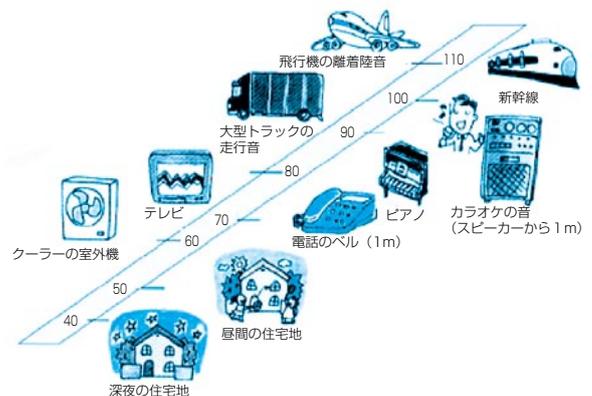
アドバイス

- 「騒音・振動」及び「特定建設作業」に関しては、県の騒音・振動のページに詳細が掲載されています。
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/souon/index.htm>
- 騒音、振動測定に関する相談は市環境保全課へ

	騒音の規制基準			振動の規制基準	
	午前8時～午後6時	午前6時～午前8時及び午後6時～午後11時	午後11時～午前6時	午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
単位：デシベル					
第一種低層住居専用地域	50	45	40	60	55
第二種低層住居専用地域					
第一種中高層住居専用地域	55	50	45	65	55
第二種中高層住居専用地域					
第一種住居地域	65	60	50	65	60
第二種住居地域					
準住居地域	70	65	55	70	60
その他の地域					
近隣商業地域	75	75	65	70	65
商業地域					
準工業地域					
工業地域					
工業専用地域					

音の大きさの程度

単位：デシベル



2 資源を大切に作る循環型社会のまち

アクション⑥ 事業活動に伴うごみの排出の抑制と適正処理に努めましょう！

廃棄物の発生を抑制し、再資源化に取り組むことはコストダウンにもつながります。また廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに産業廃棄物の適正な処理を行うことが義務付けられています。

アドバイス

- ・廃棄物処理法が改正されました。（平成 20 年 4 月より適用）
 - 木製パレットは産業廃棄物に変更されました。
 - 毎年 6 月 30 日までに前年度分のマニフェストの状況報告書を県に提出することが義務付けられました。（電子マニフェスト制度もあります。）
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/manihoukoku/index.html>
- ・県内には「廃棄物交換システム」があり、事業所から発生する廃棄物を他の事業所で資源として有効に再利用していただくシステムがあります。
 - ◆問合せ：伊勢原市商工会 (95)3233 ◆
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/recycle/030th/exc.html>

アクション⑦ 事業所での電気や石油、ガスなどエネルギーの使用量を減らし、省エネに努めましょう！

業務部門（事業所ビル、研究機関、小売業など）から排出される温室効果ガスは、大幅に増加しています。エネルギー消費量の中でも空調設備や照明など特に電気使用量が多く占めています。電気使用量を削減することが温室効果ガスの削減につながります。

アドバイス

- ・昼休みなどは、不必要な照明の消灯を徹底しましょう。
- ・建物や熱源は保温や断熱をしましょう。（屋根や壁、窓の断熱や蒸気配管の保温など）
- ・クールビズやウォームビズを励行しましょう。（服装で温度設定の見直しを！）
環境省のHP <http://www.team-6.jp/>

アクション⑧ グリーン調達に努めましょう！



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

環境に配慮された物品の選定と調達を行う「グリーン調達」で環境にやさしい物品調達をしましょう。

アドバイス

- ・自社製品に含まれる化学物質を把握しましょう。
- ・解体が簡単で、リサイクルし易い製品設計に努めましょう。
グリーン購入ネットワークのHP <http://www.gpn.jp/>

グリーン調達：

製品に使用する部品や資材を調達する時、これまでの調達の基準「品質、コスト、納期」に対して「環境配慮」を追加することです。具体的には、環境に影響を及ぼす化学物質の使用状況などを評価し物品を選択します。

再生品



アクション⑨ 環境改善活動に取り組みましょう！

独自の環境方針を定めて事業活動に取り組むことで環境改善活動がはかられます。

アドバイス

- ・環境方針を定め、マニュアルを作成し環境改善活動に取り組みましょう。
- ・生産活動での環境に与える影響度合いを把握・評価し、できることから改善しましょう。

エコアクション 21：環境省が策定したガイドラインに基づく、中小企業のための認証・登録制度

ISO 14001：企業の活動、製品及びサービスによって生じる環境への負荷の低減を、継続的に実施するマネジメントシステムを構築するための規格

3 人と自然が共生するまち、うるおいのある快適なまち

アクション⑩ 事業所敷地内の植栽、緑化などに努めましょう！（壁面緑化・屋上緑化など）

壁面緑化や屋上緑化は、夏の強い日射しを和らげ室温上昇を抑えることができヒートアイランド対策だけでなく、太陽の日射しを受けると水分蒸散作用により、植物の葉の間から涼しい風が流れ込む効果もあります。

アドバイス

- 窓を覆うような「窓面緑化」も手軽にでき効果があります。
- 市内小中学校では校舎につる性の植物を這わせる「みどりのカーテン」を実施しています。

http://www.city.isehara.kanagawa.jp/kakuka/keizai/kankyo/kankyo_index.htm

Point

- 1 花壇の場所がない所は、プランターでも十分にできます。
- 2 植物は、ゴーヤ、ヘチマ、ひょうたん、朝顔などがお勧めです。
- 3 枯れたツルや落葉は腐葉土にして翌年に利用しましょう。



アクション⑪ 地域の一員として地域の美化や緑化活動に協力しましょう！

事業者も地域の一員です。周辺の美化活動や緑化活動に携わり、地域との連携をはかりましょう。また、地域でどのような活動が行われているかを調べてみることも大切です。

アドバイス

- 伊勢原地区環境保全連絡協議会では、毎年6月の環境月間に河川クリーン作戦を実施しています。[河川の清掃活動]
- 市では自主的な清掃活動を支援する「大山クリーンキャンペーン」制度や市民総ぐるみ大清掃を実施しています。



アクション⑫ 不法投棄防止のため事業所周辺の清掃に努めましょう！

不法投棄は犯罪です。近隣の迷惑になることはもちろん、環境にも悪影響をおよぼします。道路や空き地、事業者の所有地でも不法投棄のおそれがあります。不法投棄された場合の管理責任は、土地の所有者にありますので、処理は土地所有者自身が行うことになります。工場や事業所の周辺を常に清掃し、きれいに保つことが不法投棄防止対策になります。

アドバイス

- 産業廃棄物の不法投棄に関するホットラインが開設されています。
- 環境省不法投棄ホットライン http://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/hotline.html
- 神奈川県警環境犯罪ホットライン

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd2006.htm>



4 環境を守り育てる人づくり

アクション⑬ 環境保全の必要性など従業員への環境教育を行いましょ！

平成16年10月に「環境保全活動・環境教育推進法」が施行されました。この中で事業者は雇用する者の環境保全に関する知識及び技能を向上させるよう努めるものとされています。社員一人ひとりが職場の環境づくりに取り組むことは、社会的責任の観点からも大切なことです。

アドバイス

- 環境省「社員のための環境研修」が参考になります。
<http://www.eeel.jp/ecoken/index.html>
- 日向ふれあい学習センターを利用することができます。
<http://www.city.isehara.kanagawa.jp/education/shisetu/hinata/hinata.htm>



アクション⑭ 地域の環境イベント、環境学習に積極的に参加、協力しましょ！

市では6月の環境月間に「いせはら環境展」を、12月の地球温暖化防止月間には「ストップ温暖化展」を開催しています。事業者の参加もできますので是非参加ください。

アドバイス

県内の環境イベント、環境学習会の情報は「かながわの環境」のイベント情報に掲載されています。
<http://eco.pref.kanagawa.jp/>



ストップ温暖化展



いせはら環境展

アクション⑮ 他の事業者、市や市民・市民団体との交流、連携、相互支援を進めましょ！

市内では「伊勢原地区環境保全連絡協議会」や「いせはら環境市民ネットワーク」などの組織があり、市と連携して環境保全に関する啓発活動をしています。

伊勢原地区環境保全連絡協議会

市内の工場及び事業所が地域における環境保全を促進するための連携組織。

いせはら環境市民ネットワーク

市民団体と事業者が地域における環境保全活動をするための連携組織。

◆連携組織への参加及び問合せ：市役所環境保全課（94）4711◆

マイアジェンダ制度

かながわ地球環境保全推進会議では、県民、NPO、企業、行政などが環境に配慮した行動に自主的に取り組むことを決めて、その内容を登録する「マイアジェンダ制度」を推進しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/agenda/mottainai.htm>

困ったときの Q&A! ~情報はこちらから~



Q1 社員のための環境教育・環境学習会を開催したいがどうしたらいいのですか？

A1 環境省では講演会やセミナー、学習会などの講師を務めるための「環境カウンセラー登録制度」があります。各分野で専門的に活動をしている方々が登録しており、講師の派遣も行っています。

・環境カウンセラー <http://www.env.go.jp/policy/counsel/index.html>

Q2 エコアクション21の認証を取得するためにはどうしたらいいのですか？

A2 エコアクション21認証・登録制度は、中小企業などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用するとともに行動結果を取りまとめ評価・報告する」ための方法として、環境省が策定したガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。比較的費用が安価であることが特徴です。

・財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター <http://www.ea21.jp/>

Q3 新工ネ、省工ネ設備を導入したいが、補助制度などがありますか？

A3 国の補助制度に関する業務は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が一括して行っています。太陽光発電設備や風力発電設備などの新エネルギー設備の導入、省工ネ型空調設備などへの設備に更新する際には1/2～1/3の補助があります。また、低公害車を導入するときは財団法人運輸低公害車普及機構（LEVO）で補助制度を紹介しています。詳細はHPで確認してください。

・独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 <http://www.nedo.go.jp/index.html>

・財団法人運輸低公害車普及機構 <http://www.levo.or.jp/profile/prf00.html>

Q4 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を処理したいがどうしたらいいのですか？

A4 PCB廃棄物（高圧トランス・高圧コンデンサ・安定器など）は、PCB廃棄物処理特別措置法の施行により所有する事業者は保管状況等の届出をしなければならない他、平成28年までに適正処理することが義務付けられています。これを受けて環境事業団（平成16年度からは日本環境安全事業株式会社）が、処理施設を設置し、処理事業を行なうことになりました。また、中小企業者などの小規模保管事業者が保管するPCB廃棄物の処理費用は、補助金による軽減制度の適用対象となります。詳細はHPで確認してください。

・日本環境安全事業株式会社（JESCO） <http://www.jesconet.co.jp/business/index.html>

Q5 企業の環境報告書を知りたいがどのようにしたらいいのですか？

A5 各企業が発行している環境報告書は、経済産業省の「環境報告書プラザ」に収録されており、業種別、企業別に検索ができ閲覧することができます。

・環境報告書プラザ <http://www.ecosearch.jp/index.html>

Q6 アスベストの処理や関連情報について知りたいときはどのようにしたらいいのですか？

A6 アスベスト関連についての相談窓口などの情報は県のアスベスト対策のHPから情報を得ることができます。

・県のHP <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/asbestos/index.htm>

Q7 PRTR（化学物質排出移動量届出制度）について届け出方法や情報を知りたいときはどのようにしたらいいのですか？

A7 PRTRについての届け出方法や排出量、最新情報は環境省と県のHPから情報を得ることができます。

・PRTRインフォメーション広場 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

・かながわPRTR情報室 <http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/prtr/index.html>

市内の企業における 環境行動の取り組みを紹介します

株式会社 山 武

太陽光・風力発電設備

2004年に設置した太陽光発電設備は、防災対応型の新制御方式を適用したもので、平常時は、工場内の電力負荷の一部をまかないます。停電を伴う地震が発生した非常時には、工場内の災害本部や避難場所への電力供給を行います。



壁面の緑化

1996年から環境の取り組みを開始し、空調機・パソコン・照明・トランスなどトップランナー機器への更新を行い電気使用量を25%削減していますが、さらなる試みとして窓面緑化で猛暑対策にチャレンジしています。



株式会社 アマダ

落ち葉の堆肥化

アマダの敷地は、東京ドーム3.5個分あり、敷地内には164本ものけやきの木があります。年間約10トンの発生する落ち葉は全て回収し、農家に依頼して堆肥にしています。農家では、シクラメンなどの栽培に利用しています。



『クリーンキャンペーン』活動

1991年から『クリーンキャンペーン』と称して、通勤路（愛甲石田駅から会社まで）の清掃・ゴミ拾いを定期的に行っています。2000年には建設省関東建設局長から感謝状を授与されました。



富士電線 株式会社

環境保全への取り組み

1999年より環境への取り組みを開始し、消費電力の削減、ゼロエミッション(99%維持)、eco製品開発、地域清掃等の活動を行っています。構内には生ごみ処理機を設置し落葉と混ぜ腐葉土を作り従業員の家庭菜園、構内の桜・植木の堆肥として活用しています。

また、2007年に神奈川県環境保全協議会より環境保全の取り組みに対し表彰状と盾を授与されました。



横浜機工 株式会社

地域緑化活動への取り組み

2006年2月に工場の拡張増築に併せて、緑化活動（新工場の南側の土地に植樹）を地域と協力して実施しました。植樹祭には地元の小学生も参加し、伊勢原の風土に適するカシヤシイの木など54種類3,400本の苗木が植樹されました。

植えられた苗木は1年で1m、十数年後にはほぼ自然と同じ森への成長を遂げるとされています。



発行にあたって

この手引きは「伊勢原地区環境保全連絡協議会」の協力を頂き作成しました。会社ぐるみで環境にやさしい事業活動を推進するためにこの手引きをご利用下さい。

〈手引きは市のHPからもご覧頂けます〉

http://www.city.isehara.kanagawa.jp/kakuka/keizai/kankyo/kankyo_index.htm

伊勢原地区環境保全連絡協議会

市内の工場及び事業所が、地域社会において環境保全を促進することを目的に昭和48年に設立されました。現在54社が加盟して定期的にイベントや機関紙の発行、研修会など環境保全活動を実施しています。



河川クリーン作戦の様子

2008年6月 発行
伊勢原市 環境保全課
〒259-1188 伊勢原市田中 348
TEL 0463(94)4711

〈問合せ〉
市役所環境保全課へご連絡ください！